

| | |
|-----------|--|
| 担当課名 | クリーンセンター |
| 案件名 | 噴射水槽等（6槽）汚泥除去整備 |
| 案件の概要 | 噴射水槽等（6槽）汚泥除去整備を実施する。 |
| 随意契約の種類 | 単独随意契約 |
| 契約年月日 | 令和 3年 6月 11日 |
| 契約の相手方 | 大栄環境株式会社 |
| 契約金額 | 6,050,000 円（うち消費税 550,000 円） |
| 契約期間 | 契約を行った日～令和 4年 3月 25日 |
| 随意契約とした理由 | <p>本業務は、灰汚水槽、排水受槽、噴射水槽、機器冷却水槽、中間水槽、処理水槽の計 6 槽に蓄積された汚泥等を除去・清掃し機能の改善を図るものである。</p> <p>ごみ焼却施設で発生する排水は施設の性質上、汚泥が発生し易く、定期的に汚泥を除去し清掃する必要がある。各水槽の配管が詰まると焼却炉の温度調整ができなくなり、焼却施設の運転が停止することとなる。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その整備には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら整備を進めていく必要があり、安全性を確保しながら整備を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており整備実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p> |